

## 第 4 回福崎町自治基本条例検討委員会 決定事項

### 1 日 時

平成 25 年 1 月 24 日（木） 10 時 00 分～12 時 05 分

### 2 場 所

福崎町役場 2 階 大会議室

### 3 検討手順

福崎町自治基本条例（素々案）について検討するため、事務局から資料「福崎町自治基本条例（素々案）」の説明し、各委員から意見をいただくという形式で検討を行った。

### 4 検討結果

- ・条文の検討が一通り終了し、次の要望事項を除き、概ね資料に掲載されている事務局案が了承された。
- ・検討済みのパートについても、意見等があれば検討を加えていく。

### 5 要望事項等

委員から次の要望事項があり、これらについては改めて検討することとなった。

- (1) 資料 2 第 20 条で「町民が町政へ主体的に参画し」とあるが、主体的に参画するとはどういうことか。
- (2) 資料 2 第 21 条には「重要な計画等」とあるが、人によって重要という判断が違うので混乱が生じる可能性がないとも限らないので、整理を進めていただきたい。
- (3) 資料 2 第 24 条で「福祉の増進」とあるが、「福祉」という言葉を、高齢者や障害福祉と小さな意味で見られる可能性がある。説明書きで補足する等の検討願う。
- (4) 資料 2 第 26 条では「国や県と対等の立場で相互に協力し」とある。あくまでも憲法や法律、県条例の下に町は動くこととなるので、「対等な立場で」を省くほうがいい。また、第 26 条説明中で「上下主従」とあるが、「主従」はいらなと思うので検討願う。
- (5) 福崎町の独自性として意識付けとなるフレーズを考えてみたので、前文等で加えることができないか検討願いたい。（環境世界、ユニバーサル、他者尊重、持続可能な生活を可能とする知性 など）